

65歳以上の介護保険料

あなたの保険料を確認してみましよう



高齢者福祉課 ☎(50)1208

65歳以上の人の介護保険料は3年ごとに見直され、平成24年度から26年度までの保険料の基準額は、4万9200円(1カ月当たり4100円)となっています。
 保険料は基準額をもとに、本人の前年中の所得や、世帯員の住民税課税状況に応じて決まります(介護保険料段階表参照)。

保険料の納め方

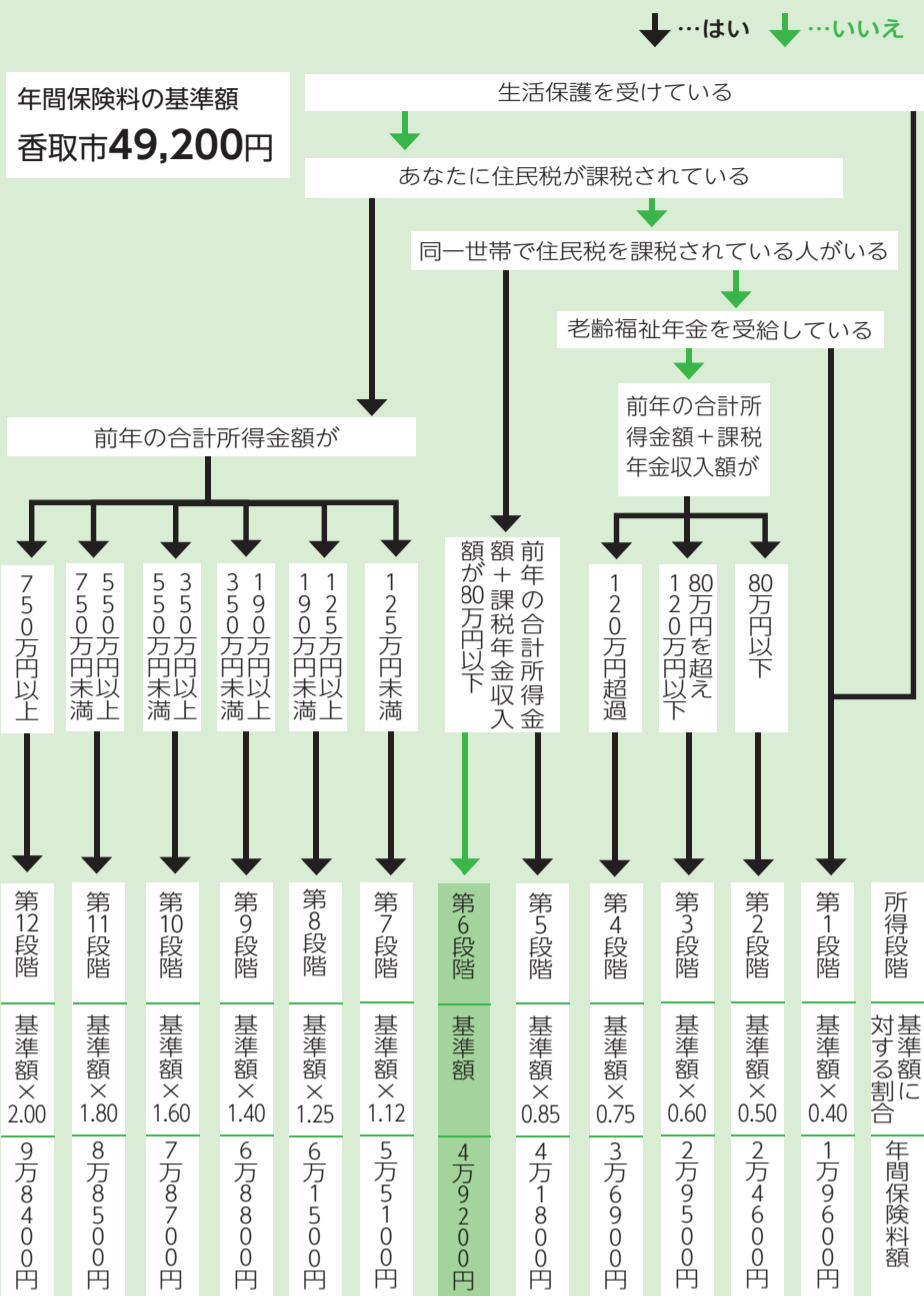
保険料は65歳になった月(誕生日の前日が属する月)分から納めます。
 納め方は特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収(年金天引)
 老齢(退職)、遺族、障害年金が年額18万円以上の人
 普通徴収(納付書または口座振替)
 老齢(退職)、遺族、障害年金が年額18万円未満の人

また、年金が18万円以上の人も、次のような場合には一定の期間、普通徴収となります。
 ◇65歳となったとき
 ◇他の市区町村から転入したとき
 ◇収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になったとき
 ◇年金担保、年金差し止めなどで年金が停止したとき

滞納している期間に応じて給付の制限が定められています。保険料は忘れずに納付してください。災害などの特別な事情で納付が困難な場合は相談ください。

介護保険料段階表



金婚祝賀会へご招待します

高齢者福祉課 ☎(50)1208



結婚50周年を迎えるご夫婦を祝賀会に招待し、お祝いします。参加を希望する人は、高齢者福祉課、または各支所市民福祉班へ申し込みください。
対象 昭和39年4月1日から昭和40年3月31日の間に婚姻の届出をし、夫婦とも健在であること
申込期限 7月31日(木)
持物 印鑑

介護サービス費用の軽減制度 更新申請受け付け中

高齢者福祉課 ☎(50)1208

居住費・食費の軽減
 特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所または短期入所する際、世帯全員が市民税非課税の場合に、居住費と食費を軽減できる制度があります。所得に応じた利用者負担限度額(左表)を超えた分は、介護保険から給付されます。この軽減を受けるには、市への申請が必要です。
社会福祉法人が行う軽減
 特定の社会福祉法人が提供する、介護サービス利用者負担額の軽減制度があります。この制度は、生計を維持することが困難な人を対象としているため、申請には世帯全員の収入・預貯金・資産・扶養状況を確認できる書類が必要です。まずは、事前に市へ相談ください。
 ※すでにこれらの認定を受けている人も、6月30日(月)で期限が切れるため、更新の申請をしてください

利用者負担限度額 (1日あたり)

利用者負担段階	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
水準額	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

※()は、特別養護老人ホームを利用した場合
 ※水準額は平均的なもので、実際は施設と利用者間で契約により決められます